若越郷土研究
12の2

由利公正の富国策について

—藩政改革の財政面を中心に—

三上一夫

一

越前藩が長州・薩摩・肥前・土佐の諸藩とともにいわゆる雄藩の一つとして幕末の政局に大きな発言力を以て登場したことは周知の通りだが、これら雄藩に共通した特質としては、重商主義を基調とする財政的基礎の安定の上に立ったことである。このさい長州藩のように、商品生産の直接生産者たる農民からつき上げられて、経済政策の質的な大転換により完全な重商主義国家として脱皮するいわば下からの要請①が藩政改革をなさしめたのに対し、越前藩の場合は、橋本左内や横井小楠の少なからざる影響のもとに立ち上った由利公正が、藩財政にかかわるに及び、その窮乏を建て直すためには「労力を基本として物産を興す」以外に救済の方法がないと判断し、彼の真剣な建議がついに藩論を動かすところとなり、新に設けた物産総会所を基軸とする富国策＝殖産興業が強力に推進され、しかもこれが短期日のうちに予期以上の実効を収め、少くとも藩財政に関する限り著しい立ち直りをみせる実績をあげたのは極めて注目に値する。

本論では藩政改革の財政的側面において由利公正の殖産興業策が如何なる主軸的役割を果したか、またそれが農民的商品生産の展開に及ぼした影響などにつき検討するが、こうした考察が、明治新政府発足後の諸施策のうち最も緊急かつ重要な課題とされた財政策——まさしく由利財政と云うべきだが残念ながら一般には余り適切な評価がなされないばかりか曲解されている向まであるが②——の解明にも重要意義を有することを注視しつつ、あわせて維新政府がかかげる富国強兵の「上からの近代化」の路線設定に明確な方向づけをあたえ得た公正の理論的根拠をも明らかにしたい。

二

まず由利公正が登場する以前の藩財政の実情を概観したい。

天保九年（一八三八）十月に松平慶永が福井藩主となった当時は藩財政が極度に窮迫し、藩債は実に九十万両に上り藩政の腐敗と相まって全く拾収困難な苦境に立っていた。そのため慶永による天保の改革は、まず藩士の封禄を向う三カ年半減（天保十年二月）とし、さらに領内に下付する扶持米を向う三カ年間借用（同年三月）するという緊急措置をとった。ついで天保十一年（一八四〇）三月十三日には「無二油断一厚相守可レ申、以後心得違之族於レ有レ之は厳敷可レ被レ及二御沙汰一」（続片聾記五）とする手厳しい倹約令を出した。③

さらに同年五月十六日には財政の不如意、勝手の行詰り打開のための財政緊縮令を出し、また同年九月二十八日には、「御国中に入金薄く御札所御手薄く次第に御不都合」になった財政を救済するための一方策として、趣法講を組織して藩士ならびに町在共に加入せしめ、翌十二年四月五日に

は再び格別の趣法として銀千五百餘貫を十年間に割賦せしむることとした。（続片聾記五）ついで同年五月二十日には分限不相応をいましめる奢侈禁止令を出すなど極度の生活の緊縮と節約を強制している。④

以上のような倹約令に加え、特権商人に対するあいつぐ御用金の賦課⑤や幣制改革＝藩札の整理⑥（天保十三年八月より開始）および備荒義免法⑦（弘化元年）などによる財政改革は、中根雪江、鈴木主税、本多修理などの革新的重臣により遂行されたが、かかる改革策が所期の実効をあげ得なかったことは云うまでもない。

もともと倹約令の強制は現実の封建経済機構を維持するために生活の緊縮により収支の均衡を保ち階級身分を持続するのをねらいとするかぎり、その経済的困窮の抜本的な救済策とはなり得ないし、事実その法令の効力については、他藩の場合と同様、「役人の指図は朧月の如し」⑧といった工合に甚だ徹底しないものであり、またかなりの不評をまねくのが実情である。⑨

ところで御用金の賦課や備荒義免法にしても、真に財政難を打開することはできず単なるび縫策の域を脱しなかったわけで、由利公正が当時の藩財政を調査したところ、年々約二万両の不足を告げるという芳しからざる実態が判明したことからも容易にうなづける。⑩

したがって越前藩の天保改革では財政面に関しても、満足な成果があがらないばかりか、かえって御勝手向難渋を極めるという有様であったが、ここに由利公正が登場することにより藩政に新しい転換期をもたらすことになる。

公正は越前藩が金科玉条とする文武節倹の消極策では決して貧窮を救うことができないと次の通り「懐旧談」⑪を語っている。

> 消極は悉く我身を締める。何故此の消極頭が我身の邪魔をするか、といふのは私は福井藩でありますから、文武節倹といふことを行はされた厳しい中に育つている。最早先輩が先刻も云ふ通り金が足らぬからどうかして文武節倹して食ひ廻はせば金が溜らうと思ふて節倹をした、文武はせねばならず、金は溜めなければならず、其の文武節倹の中に物産が皆潰れた、殿様が木綿の着物を着て居られる、それで養蚕をすることが出来ぬ。それから越前は紙が産物で徳川も朝廷も御用になったものである、越前に倹約すると紙が悪くなり徳川も節倹せられ、朝廷も悪いものを用ひらるゝ、それがために節倹する程益々貧乏、私共十一から文武節倹で十年経つと又十年となつて殆ど二十年、文武節倹の中に育つ中に斯うであるまいと云ふ事が感じた。（以下略）

以上の彼の談話は明らかに従来の消極的な藩財政策に対する率直な批判に外ならない。

三

由利公正は藩のかかるび縫的な財政緊縮措置や御用金の賦課および倹約令の強制――かれは「倹約をして金を拵へるのは、恰も自身の肉を割いて飢凌ぐやうなもの」⑫と厳しく批判するが――などでは決して財政難打開の方策でないことを看破し、このさい何よりも物産が興るのが肝心と考えた。しかもそれが興らないのは生産資金が枯渇しているからであり、かかる資金を如

何にして調達するかが重要課題となるわけである。

年々二万両の不足をかこつ藩財政からみて、その資金を得るのは到底容易ならざることであるが、藩政府の信用に基いて切手を発行し国債として生産者に貸付ける仕法により、「労力を基本として物産を興し通商貿易する」⑬という殖産興業の実を発揮し、あわせて藩財政の抜本的な体質改善の実効をあげようとするものであるが、その新規な構想につき、「当藩内物産を拡張すべしとは即ち民を富ますの術で民富めば国富むの理である」とし、ここに五万両の切手を発行して民間に貸付け、資金の運用をはかろうとするもので、その理論的根拠を次の通り説明している。⑭

その作用は力役者二十万人と見積り、一人一分の資本を貸つける。但し実際は一時に一分を渡さず工業により多少長短の差があつても運転自在即ち総会所の時宜に任せるので、例えば一人の女が五十文の綿を買ひ糸を引けば凡そ六十五文となる。無用の藁も縄に綯へば十文の値があるという様に総て人民の随意に任せ二十万人で一日十文宛稼げば、一日二千貫文即ち三百三十両の富を為す。三十日にして九千九百両、一カ月殆ど一万両の富を得られる。されば五万の国債を起しても決して憂ふるに足らぬ。

かかる「五万両切手発行の建議」――これが彼の最初の財政改革に関する建議であったが――には当時として種々異論が生じ約一カ月の論戦を費して漸く藩論が定ったのである。⑮

ところで安政五年（一八五八）十二月彼が横井小楠の帰国に同行し下関で物資集散状況や商取引の実情を調べ、さらに熊本に於ては約二カ月余滞在したが、その間種々小楠の指導を受けた模様である。⑯

そこで安政六年（一八五九）三月彼は長崎に赴き、唐物商小曽根六郎⑰の尽力で同地の「浪の平」に約一町歩の土地を購入して越前蔵屋敷を建て、和蘭商館と国産生糸・醤油等の販売を特約して、いわゆる官貿易の端緒を開いた。⑱

このように公正が積極的な外国貿易による殖産興業を推進したのは、「外国と取引相始候事、誠に国家に於て大なる御利益これ有るべくと存じ奉り候」（安政三・四年頃　外国貿易説）とする橋本左内の農工生産の拡充による積極的貿易論⑲を具体化したものにほかならず、また小楠の現実的な官営貿易論と商権回収論に負うところが極めて大きいことを率直に認めねばならない。

小楠の「国是三論」（萬延元年）のなかの「富国論」については別稿に於て検討したいが、官による商権回収の具体策として越前藩の場合を例にあげ、大要次の通り述べている。⑳

国中の生産高は凡そ幾十万金の巨額に上り、悉くは官府で買取ることはできないから、例えば福井、三国港などに大問屋を設け、豪農、豪商の正直なものを選んで元締となし、諸産物を官府が取扱う場合と同様に購入させる。また諸産物を作り出し或は増産しようと目論んでも資金不足から意の如くならないものに対しては官はまたこれらに銭穀を貸して生産がうまくいくようにし、生産物は一括官が買取ってその債務を返済させ、しかも利息をとらなければ、一般の高利貸資本

に依存する場合と異り、生産者は大に便を得てしかも精一杯の利があげられるはずである。

要するに「惣て官府の貸出しは元金を損ぜざる迄にて利を見る事なかるべし。官府の利は外国より取るべし」とする民富論に基く商権回収と資金融通論を説き、その強力な実施により貿易促進、幕藩財政の強化など一連の富国策の実現を期待したのである。

そこでかかる具体策の展開に当り、肝心の財用をいかにすべきかと云うと、小楠はまず紙幣によって金融をはかり、生産物を海外に輸出することにより正金が得られると説く。かれは一例を示し、壱万金の銀鈔を製し民に貸して養蚕の料に充てその繭糸を官に収め、是を開港場に出して洋商に売るならば、およそ壱万千金の正金を得ることができる。つまり楮札が数月を経ずして正金となって回収され、しかも千金の利があると云うわけで、たゞ繭糸のみならず民間の諸生産にこの法を用い、年々正金の入るを見て楮銀を出し財用を通ずれば、民間の生産も大いに増進し官府も年を追うて正金を富すことができ、ここに富国の実効をあげ得ると主張している。

公正による物産総会所の設立（安政六年十月）こそ、まさに前述の如き小楠の理論を具体化したものといえるが、かかる総会所がその十分な機能を果すためには、当時ようやく成長しつつある農村における自営農民層、小商品生産者、在郷商人層などによる新しい家内工業――さらにはマニュアクチュアの創出を期待せねばならないが――の広汎な展開を前提とし、かかる生産者の認識と協力を得ねばならぬと判断して、自ら率先わらじばきで市中や農村をめぐり、町年寄や大庄屋・庄屋および農民に真剣に訴えたのである。

その間の説得の苦心談は、かれの「実業談話」（明治二十五年七月十六日）にうかがわれるが[21]、例えば『志は結構だ。併し乍ら物産の事は古昔段々御法立もありましたが、御国（越前）ばかりでなく、一も功のあった国は決してありませぬ。御武士さんが物産の事を言ふはあぶない事であるから、先づよい加減になされ』といった反対意見をはじめ、いかなる悪罵雑言＝かれの親類縁者までが大山師として近づかぬようになったとまでいうが[22]＝にもくじけず懸命にその説得に当り、かれらの一応の理解と協力を確認した上で物産総会所を設立したことは、その成果が意外に短期日のうちに発揮された一因とも考えられる。

そこで物産総会所は藩札元締駒屋方に開設、領内の重要物産の増産のための貸付資金として切手五万両を発行することとし、会所の元締には物産に関係ある大商人（問屋）をあてその元締の下に町及び在の資金力のある業者を選んで領内物産の集荷購入に当らせた。そして藩よりは吟味役一人（中沢甚兵衛）[23]が命ぜられ会計の監督に当るだけにとゞめ、ほとんどかれらの自治にまかせる仕法をとったという。[24]

会所の取扱い物産は、生糸・布・苧・木綿・蚊帳地・茶・麻・藁工品（縄・草鞋・蓆）などで、産業資金融通を軸とする殖産興業が予想以上の成果を収め、初年だけで北海道の松前地方に販売した藁工品が二十万何千両の多額に上り、翌安政七年の半ば時分には、各地からどしどし集ってくる生産物を入れる倉庫に不足をきたす有様となった。[25]とくに長崎のオランダ商館に販売した生糸の金高だけでも初年（安政六年）中

に二十五万ドル（約百万両）に達し、その翌年には四十五万ドル㉖に増え、これに醤油を加えると一時六十余万ドルになったという。

公正の回想の言をかりれば㉗、『（安政六年）長崎で金を受取つたときは、其の時分金の廻し方（廻送方法）が無いので殆んど困つた。弗で受取つた所が両替が一度に出来ぬ。初めの時は幸ひに幕府で弗の入用があつて二十五万両皆替つた。……（中略）……サア越前は糸の交易をした何拾匹の馬へ付けた金を取つたと云ふのが九州地の評判になつて、それで九州地も養蚕をせんならぬとなつたのは其の時であります』と自慢したところは、多少誇張した表現ではあるにしても、越前藩の名が九州にまで響いたことは事実であろう。

こうして文久元年（一八六一）には総会所を通じて各地に輸出した物産の総額が三百万両に達し㉘、藩札は漸次正貨に変じ藩の金庫には常に五十万両内外の正貨を貯蔵するに至り、藩財政は見違えるほど立ち直ったのである㉙。

四

この総会所は、幕藩体制の動揺期において幕府をはじめ諸藩の実施した専売制が、農民の商品生産の発展を封建権力が掌握し、かれら生産者を全国的商品経済から完全に遮断して自己に隷属させ、生産物を安価に買占めて民間の利潤を根こそぎに収奪する方式㉚とは、かなり相違することに注目すべきである。

当時農民的商品生産のうちとくに成長してきた蚊帳地・麻・生糸・絹織物などの生産において、一部問屋制家内工業ないしマニュファクチュアへのたくましい発展――幕末における農村工業の発展段階については種々の規定が試みられるとしても――までみられる社会経済的な構造の変化のなかで、由利公正はむしろかかる生産者のエネルギーをできるだけ発揮させるため、専ら生産資金の融通にポイントを置き、それ以外にはあえて干渉しないという仕法をとったものと思考される。

一方生産者側でも資金を受け入れられるだけの生産態勢が着々と整いつゝあり、例えば麻織業の場合、その主産地粟田部において安政三年（一八五六）本場の近江蚊帳の技法を窃かにとり入れてそれを習得し、さらに近江より職工をまねくなどして製造家三十余戸、機数五百基に達するという発展をみせ、また府中にあっても近江八幡地方から蚊帳染工を求めて技術改良の実をあげたため萬延年間になると、本場の近江蚊帳を凌駕し越前蚊帳の名声を博した㉛といわれるのはまさにその間の事情を物語るものである。

しかしながら藩権力の立場からすれば、この総会所を設置した第一のねらいが貧窮をかこつ藩財政の建て直しにある以上、生産者より集荷する物産の販売を独占してできるだけ商業利潤を一手に確保する必要がある。そのため勢い実際の集荷売捌きに当る大商人の力に依存せざるを得ず、とかく封建領主の権力と豪商との緊密な結合関係が生ずるわけである。

したがって現実には従来の藩専売制とかなり類似した仕法がみられ、そのため生産者の立場としては、とかく全国的商品経済から切離され、藩権力に自己を隷属せしめられるところから、必すしも喜んで迎えられたとは考えられない。

その明白な事例が製紙業に現われてい

る。五ケ村の奉書紙の場合、物産総会所の扱う物産の一つとして会所機構のなかに編入されたが、会所による輸出の一元的統制は生産者たる漉屋や仲買人に対する影響が意外に大きかったとみえ、元治元年（一八六四）には漉屋・年行司など寄合い、漉立休業を願い出ている[32]。これは生産者の従来の利益をおびやかすものであり、休業を餘儀なくされたとみるのが至当であろう。（もちろん会所に対する抗議の性格を持つことは云うまでもない）

要するにこの種会所機構は、農民的商品生産の全面的収奪をめざす従来の藩専売制に比べると相当改良主義的な考慮が加えられているが、その本質においては藩が資本出資を、大商人は資本並に労務出資を行い、以て相互依存の関係において活動せる商業資本の一顕現形態＝領内重商主義を基調とする経済政策の一類型[33]＝と見做すべき性格が極めて強いことである。

つぎに正金獲得に決定的な成果をあげた生糸について一言触れる必要がある。

云うまでもなく生糸は安政五年（一八五八）の開港後は海外からの需要増大のため、その輸出は俄然旺盛となり、越前藩のみならず他の諸藩においてもその輸出量を増大させ、正金獲得では筆頭の品目となったことである。もちろん養蚕の奨励、生糸の増産に着目し、輸出品目のホープにまで育成した公正の活眼[34]は高く評価すべきだが、とくに開国貿易後の海外情勢＝二大蚕業国たるイタリア・フランス二国で蚕病がまん延し生糸の産額が激減したこと＝や、金銀比価の海外相場との相違のために我が生糸が外商の意外な需要[35]をひきおこしたことなどの諸条件をも十分考慮すべきであろう。

しかも生糸が他の輸出向物産に比べとくに高値を呼んだ[36]ことは、総会所を設けた年の翌萬延元年（一八六〇）五月、横井小楠が福井より熊本の富田源助へあてた書翰[37]のなかで、『西洋交易により、しらが糸殊の外高価に相成、白つむぎにいたし候ても、一反上通にては壱両壱歩弐朱位に相成、丁度去年よりは一増倍之根段に御座候』と述べたところからも伺われ、正金獲得のうえでは極めて有利であったわけである。ところがその翌々年の文久二年（一八六二）ごろになると、貿易にも不振をかこつようになり、当時の「海外新聞」にも『日本産物の価意外に騰貴せるを以て輸出品は只々生糸と蠟と茶葉のみ[38]』（文久二年九月）と伝えるなど、肝心の輸出面に暗影が投ぜられるのである。

ところで前述の通り総会所による仕法が、一部の生産者に芳しからざる影響を与える側面のあることもさることながら、藩権力側としても、物産の集荷、売捌きにあたる大商人に大きく利を奪われるおそれが多分にあるわけで、事実由利公正が中央政界に移った後には福井藩財政が再び悪化している。その原因をかれが調べた結果、『百万両で物産を拵へ藩でこれを買占めて貿易をすれば大変に利息があると見込んで、百万両を限度として札を増発したので丁度御維新までに糸の貿易をして買占めたものである。さうすると損はいつも頭に被る。商人は大きな儲けで金を得るといふ訳で、ある年には三十万両、今度は二十四五万両と御維新までに百万両を損したのである』（実話）と指摘している[39]が、総会所の実際の運営面に著しい「大商人の介入」が

みられることは、藩権力にとり必ずしも好ましくはなかったのである。

しかしそれはともかくとして、総会所による産業資金の貸付が、農民的商品生産の展開に有力な刺激剤となり〃労力によって物産をつくり正金に転化させる〃という公正の仕法が確かに功を奏したことは事実で、小楠が文久元年（一八六一）正月福井から熊本の門人荻角兵衛・元田伝之丞へ宛てた書簡⑩で『扨又町・在へは、窮民救恤に至るは勿論、第一大問屋と云ふ役所（物産総会所）を建て何品によらず民間職業の物をかひ上る。……（中略）……此問屋出来に因て市・在一統甚敷はづみ立、年の明暮抔は莫大にもち懸候て勢甚よろしく御座候。』と述べており、物産の製造に活況を呈した実情が如実にうかがわれよう。

五

由利公正が越前藩の藩政改革の財政面で斬新な施策を試み、窮迫した藩財政の建て直しに注目すべき成果をあげたことは、幕末雄藩の間にも知られるところとなり、明治維新政府の財政政策の上で彼の業績が大きく買われた㊶のも至極当然といえる。

云うまでもなく新政府の最も苦んだのは財政問題であるが、当初の財源は従来の朝廷の御料三万石にすぎず、応急には御用金の徴発よりほかになく、ひたすら「節約の方針」を強化することで当面の財政難を糊塗することしか考えない政府の態度――かっての越前藩の天保改革のび縫的財政策にも比せられるが――に対し、『朝廷にして節倹を行はば天下の民皆餓えん。況んや内帑を節するも大海の一滴のみ。安んぞ天下の窮乏を救ふに足らんや』㊷と厳しく批判し、まず財政の基本をたてるため、会計基金三百万両の募集――旧時の御用金とは異り、田租を引当にした内国債であり、その調達は京都の三井組・小野組、大阪の鴻池・加島屋等の豪商に命じたが――をはじめ興産紙幣としての太政官札＝金札の発行を企てたのである。

このような財政策の理論的根拠としては、『人民から多額の御用金を絞り上げるのみで、一時を糊塗する時はやがて民間の融通は杜絶され、その結果民の怨を買はねばならぬ秋がくる。御用金を召上げる替りに其代替物を与へて殖産興業の資本と為さしめ、今後は無限の労力に訴へて之を海外よりの金銀に化さねばならぬ』（実話の要旨）といい、また『王政復古の今日に至り朝廷ひとり苦しむといふ法はない。日本全国の人口凡そ三千万人と見て、一人一両づつ位の御奉公、つまり国民一人一人「御民吾れ」の自覚に生きて財政的にも応分の御奉公を為すべき秋である。されば茲に三千万両の金札を発行しても決して過当の負担とは云へない』（実話の要旨）という彼の抱負㊸から明らかであり、かって越前藩において五万両発行によって予期以上の成果をあげた殖産興業策を、全国に適用するという仕法を試みたものにほかならない。

またこれは幕末の越前藩の財政が立ち直った段階で公正が小楠に向って、『斯る勢を以て各藩共歩調を一にし相共に進行せん乎、我国は数年ならずして世界に雄飛するを得べく、今や其気運に向へるを覚ゆ』と語ったところの確信㊹にもとづいたものと云えよう。

明治新政府下の公正の財政策の展開については別稿に譲りたいが㊺、とくに彼の維新財政には当時の政府要路者はじめ一部識者から種々の厳しい批判――なかには御基立

金を藩政時代の御用金と同様にみなしたり、㊻太政官札の発行を単に赤字財政を収拾するのが目的と考えるなどその趣旨や内容を把握しない誤った見解㊼まであるが――は免れないとしても、㊽新政府の草創期の財政上の危機を一応救う点で極めて重要な役割を演じたことは卒直に認めねばならない。

しかも維新期における貨幣経済を強力的に促進することにより資本制生産成立の前提たる原始的蓄積を推進させたこと、および明治政府による〃上からの近代化〃＝殖産興業、富国強兵の基本的な路線の設定に由利財政が果した意義についても改めて注目すべきであろう。

要するに由利公正の富国策は、実際に越前藩において行い他の雄藩の注視を浴びるほどの成果をあげ、さらに明治維新政府の下で、これを全国的に適用したというところに、幕末維新時代の経済学者の所説が単なる理論の段階――しかもその内容たるや少くとも時宜に適したものとは云えないが――にとどまった㊾に比べ、はるかに優れた評価がなさるべきは当然であり、また幕末における他の雄藩（例えば肥前藩の代品方の設置にみられる仕法㊿は越前藩の場合と類似してはいるが、肝心の産業資金の融通に適切な措置が講ぜられていない）のこの種富国策に比して、決して遜色がないことにも一応の評価がなされて然るべきであろう。

註

① 奈良本辰也「雄藩の台頭」（岩波講座　日本歴史　近世五　二八一―二八二頁）

② 「由利財政」よりも、そのあとをついだ「大隈」「松方」の両財政に識者の関心が寄せられる向があるが、由利財政こそ明治政府の財政策の基本路線を設定したことを考えると、改めて再評価の要があろう。

③ 続片聾記　五　天保十一年三月十三日の条には、倹約令の内容として、「倹約之儀前々より度々被二仰出一も有レ之候処、近来次第相弛別而女之衣服、髪之餝等格外花麗に相見、祝義参会等之節過当之饗応、音物等之儀茂甚敷相成、賄賂に似寄之儀も粗相聞候　（略）」と述べ、従前からの倹約令が不徹底の向を指摘している。

④ 続片聾記　五　天保十二年五月二十日の条では、「近年家居土蔵腰物等、其外家内暮方分限不相応之族も有レ之趣相聞、身分をも不レ辨如何之事に候、近年打続半減被二仰付一候に付、小身之御侍に而は一統節倹を専相守、質素難渋に相暮候処御勘定所を始諸役所へ携り候者は、奢がましき儀有レ之候而は不二相済一事に候間、分限不相応之物数寄は早速相改可レ申候。」と藩士に対する厳しい奢侈禁止令を出している。

⑤ 例えば三国町の豪商内田惣右衛門の手記によれば、文政七年（一八二四）から弘化元年（一八四四）までの間で、内田は次の通り莫大な御用金を調達している。
△文政七年（二二、三四八両）△同八年（一三、〇九五両）△同九年（一四、七一九両）△同十一年（二〇、〇〇〇両）△同十二年（三、五

〇〇両）△天保二年（九、六〇〇両）△同十三年（銀二、〇〇〇匁）△弘化元年（五〇、〇〇〇両）
（三国町史　四五三頁）

⑥ 続片聾記　五　には「（天保十三年八月）十五日より御札所新札引替、古札壱匁五十二文遣、新札壱匁百四文遣、金壱両に古札百三拾匁、外切賃壱匁、壱両に新札六拾匁外切賃五分。」とあるが、かかる新旧引替は仲々円滑には行われなかったという。

⑦ 備荒義免法とは、凶荒に備えるため、弘化元年よりはじめて五年に至り高百石ごとに義免八厘の定とし、これを折半して四厘を所有者より、四厘を藩より積立て籾四俵を貯えて、毎秋これを新籾と交換せしめ、五年後には二十俵を貯蔵せしめる法である。（「福井県史　二」六〇頁、「福井市史」上　二五二頁）

⑧ 大野藩の場合、落書の張紙「鄙の変」のなかにみえる。（「大野町史」第五集所収　五九頁）

⑨ 例えば天保十二年の幕府の倹約令につき、三国松ケ下町の珍事覚は、「（役人が）己が浅智不識の了簡を以て指図いたし其上又々改両三度にも及ぶゆえ、百姓町人共難儀無言斗、本々こほち様之姿に相成、是以前代未聞之事」（三国町史　四七四頁）と倹約令の不評を述べている。

⑩ 「懐旧談」（明治三十七年八月二十七日）（「子爵由利公正伝」（由利正通）付録所収　三三九―四〇頁）には「三十二万石の藩として物産の総輸出金高が十八万両しかないのに対し、この一年の金の持出さねばならぬのは、藩の東京の屋敷の務め、参観交代、その他の人の旅費などを入れると二十万両の金が要る勘定となる」（要旨）といっている。なお「松平春嶽公」（徳山国三郎）では、公正が「藩の勘定所に出入し、その才出入、領内米穀産物の収益を調査しようとしたが、統計粗雑要を得ず、自ら各町村につき調査すること五年、藩の財政は年々二万両の不足を告げつゝあることを知つた。そこで勘定奉行長谷部甚平につき、其補塡の方法を問ふこと数回、終に明答を得なかつた」（一四二頁）と、当時の藩財政に関する実務の不手際さを指摘している。

⑪ 「懐旧談」（前掲書　付録所収　二四七頁）

⑫ 「随筆」（詔書捧読所感　明治四十一年）（「子爵由利公正伝」付録所収　七七頁）「金がないから倹約をするといふては、実に無智も亦甚だしいことぢや、一体倹約をして出せる金といふ者は実に僅かなものぢや、……（中略）……私は水野の倹約令に逢ふた、俚謡に銀の簪鋳潰して／＼と唱はれたので、私の国などでは障子の塗骨まで削つて仕舞うた、かくして人心が全く萎縮して仕舞うたのぢや」と倹約の愚なることを皮肉っている。

⑬ 「由利公正伝」（三岡丈夫）六五頁

⑭ 「子爵由利公正伝」七八頁（実話）「由利公正伝」六五頁

⑮ 「懐旧談」（前掲書　付録所収　二四一―二四二頁）では「其の時勢といふものはまるで物産といふ事に気

づいて居りませぬから仲々容易に許されませぬ、これは又物産といふことに就きましては昔から兵学者流或は儒者流で産業を勧めるといふもので夜業をするとかして困らして何の功もなかつた事が経験のある事で容易に許さぬといふも至極尤もの事で、決して只々拒むといふ訳でない」と越前藩に於ける物産に対する認識不足の実情を述懐している。なお「由利公正伝」では「横井小楠も仲裁の労を執つたので、やつと藩の大評定となり、従来発行の藩札以外に製造方の切手五万両を発行することに決した」（六六頁）ことを伝えている。

⑯ 公正は熊本滞在中に、小楠の尽力により奉行、大庄屋等に紹介され肥後における貨物集散、販売の状況を調査している。（「子爵由利公正伝」八四頁、「由利公正伝」七五頁）

⑰ 小曽根六郎は頗る篆刻に長け、さきに江戸に在っては橋本左内などと別懇の間柄であったので、公正も既に江戸に於て交遊を結んだことがあったらしく、そのため知らぬ土地とて色々と世話を受けたわけである。（「子爵由利公正伝」八五頁）

⑱ 「由利公正伝」（七六頁）「子爵由利公正伝」（八四—八五頁）「松平春嶽公」（一四二—一四三頁）「福井県史 二」（七二四頁）

⑲ 橋本左内の積極的な貿易振興策については、拙稿「橋本左内の外交観についての一考察」（「若越郷土研究」十一の五　所収）で若干論述した。

⑳ 「横井小楠遺稿」（山崎正董編）三三—三四頁

㉑ 「実業談話」（明治二十五年七月十六日福井東別院に於て）（「子爵由利公正伝」付録　所収　一一一—一一二頁）

㉒ 「子爵由利公正伝」（九二頁）

㉓ 公正が安政五年の歳末に下関において物資の集散状況を調査したさい、同地の商取引が頗る活況を呈しているのに驚き、これは長州藩が商取引について不干渉主義をとり、全く自治にまかせている効果だと聴いて彼は大いに勉強になったと悦んだという（「子爵由利公正伝」八三頁）が、かかる伝えからみて、総会所の組織運営については九州への調査旅行が相当参考になったもようである。

㉔ 総会所の組織運営については、「由利公正伝」「子爵由利公正伝」「松平春嶽公」「福井県史」「福井市史」などおおむね同じ内容であるが、横井小楠が文久元年正月四日福井から熊本の門人荻角兵衛・元田伝之丞へあてた書簡（横井小楠遺稿　三四八—三四九頁）には、さらに具体的にその実情を述べており注目される。

「……大問屋と云役所を建、何品によらず民間職業之物をかひ上る。……中略……其役人は官府にては町奉行、勘定奉行、郡奉行、製産方当時専三岡主として取斗ふ。其下役を本しめ役と云ふ。是は国中町在豪家の者に申附、此本しめ役之下に、町在にて可ㇾ然人物を撰び五十人斗を付て領内を打廻り、職業の品を買ひ

或は其本人等の世話致さしむ。尤買入候品は諸方にてさばき候こと大切にて是又右の役人より国々にも出して取計ふ事也。……」

㉕ 倉庫の新築には多額の費用を要するのと、早急に間に合わないので、市中の倉庫を一時賃借してこれに物産を収容したが、なおそれでも収容しきらなかったという。（「子爵由利公正伝」九四頁）

㉖「子爵由利公正伝」（九六頁）には、安政六年に二五万両ほどの糸を和蘭商館へ売出し、安政七年には四五万両余売ったと伝えるが、それぞれの両はドルの誤りである。
また「福井市史　上」（七三七頁）には生糸の販売高を二〇万ドルとしとているが二五万ドルの誤りであるとは云うまでもない。

㉗「日本興業銀行の賛成に就て」（明治三十二年十月八日）（「子爵由利公正伝」付録　所収　二〇六―二〇七頁）
なお「由利公正伝」（八八頁）には、「ドルを一分金に両替して越前におくることになり、長崎奉行に届出て御金荷物の先触を請い駅馬で運搬することにしたが、一駄につき二〇〇〇両即ち四〇〇駄内外の御金荷物は駅路に連続したために九州諸藩の耳目を聳動させた」と伝えている。

㉘「松平春嶽公」（前掲書　一四四頁）には、物産会所を設立後三年目には物産売却価格が優に百万両に達したと述べているが、明らかに三百万両の誤りである。

㉙ 販売した正貨は一時札所の長持に預けて置いたが、その重さのために倉庫の床が落ちた（「実業談話」前掲書　一一四頁）といっているが、或はかなり誇張した表現だとしても、藩財政が相当立ち直ったことは事実と考えられる。

㉚ 越前藩では寛政十一年（一七九九）五月にはじめて領内産の糸類、布類を対象とする藩専売制を実施したが、その後おくれて専売の対象となった越前鎌の場合、文政五年（一八二二）鎌打物問屋三十人が株仲間を結んで藩に出願すると、百三十九人の鍛冶仲間の生産者がこれに反対して大きな摩擦をひきおこしたが、その理由は云うまでもなく生産者が製品の販路から遮断され、しかも、藩およびそれに結ぶ問屋商人に利益が収奪されるのをおそれたからに外ならない。

㉛「福井県史　二」（四六〇―四六一頁）

㉜「岡本村史」（小葉田淳編著）（本篇　四〇八頁）
漉立休業願に対し、産物方奉行三岡八郎（由利公正）、郡奉行等立会のうえで、その願書に「蛮船到来のため世柄騒しく云々」の辞句あるを指摘し、五ケ村一統漉職没収などの厳しい処分の挙に出たので、全村あげて閉門謹慎、ようやく処分が解かれたという。「蛮船到来云々」は庶民が天下の大事を口にした僭越さを咎めているようにみられるが、その実、漉屋が生産者側の苦境を訴えて休業を願出たことに対する制裁措置と考えられる。

㉝「一藩的規模における絶対主義への

推転」（石井孝「学説批判　明治維新論」一五六頁）の経済的側面とみるべきであろう。

㉞ 公正は長崎に出張中生糸が貿易品目のうち最適であることを認め、帰国後養蚕業の奨励に乗出している。即ち大番組より壮年者を撰んで製産御用掛りに任じ、一般の養蚕希望者には種紙の貸付、飼育、製糸の方法を教えたので俄かにさかんになったという。（「由利公正伝」八八頁、「子爵由利公正伝」　九六頁）

㉟ 海野福寿「開港後の在来産業の動向」（岩波講座　日本歴史近代　2、所収　一〇〇頁）の第三・一表「輸出入品の構成」を参照。

㊱ 芳賀八弥「由利公正」（明治三五）の一節に「その輸出商品たる生糸の価格俄然騰貴し、次で絹織物に及び遂に一般の物価に影響するに至れり」（一八八頁）と伝えている。

㊲ 「横井小楠遺稿」（前掲書　三一九頁）

㊳ 「新聞集成　明治編年史」（財政経済学会）第一巻　所収　八頁

㊴ 「子爵由利公正伝」（三五〇頁）

㊵ 「横井小楠遺稿」（前掲書　三四八―三四九頁）

㊶ 公正は慶応三年（一八六七）十二月十八日付で参与、同月二十三日に御用金穀取扱となった。これは坂本竜馬の岩倉具視への推せんとみられるが、当時「政治的動向を洞察する志士論容は多くいても、経済の道を語り、破滅にひんする財政を処理し得る実務的能力をもつ人士がほとんど皆無といってよい当時にあっては、かれの存在価値は大きかった」（遠藤・加藤・高橋共著「日本の大蔵大臣」（二二頁）」と考えられる。

㊷ 「由利公正伝」（一三五頁）

㊸ 「子爵由利公正伝」（一九一―一九二頁）

㊹ 「由利公正伝」（九六頁）公正の言からすれば、重商主義を基調とする全国的な統一国家の実現を想定していることは明らかである。

㊺ 由利財政に対する数多くの批判者のうちで、とくに大隈重信・後藤象二郎（大阪府知事）五代友厚（大阪府判事）陸奥宗光（同上）など対外関係に密接なものからの批判が厳しかった。

㊻ 「（金札）発行の目的は殖産資金の供給に在りしと雖も、蓋し実際主要の目的は歳入の欠乏を補塡するに在」（「紙幣整理始末」日本金融史資料　明治、大正篇　第十六巻　所収　六頁）りとみなさざるを得ない当時の財政的危機の実情をよく見究める必要があろう。

㊼ 伊藤博文ですら三岡（由利）財政を批判して「朝廷をして終に一大商賈の極、損亡瓦解するの形勢に至らしむ」（「伊藤博文伝　上巻」五七三頁）と云っており、またこの点について、「旧習未脱の工商は之（金札）を忌拒し或は商法会所は恰も買占商所なり」（小野善右衛門筆記「子爵由利公正伝」所収　二五四頁）とする見方は商法会所の趣旨すら正しく理解していないと云わねばならぬ。

㊽ 大内兵衛は、金札の発行につき公債といい資本、貨幣など「すべては概

念の混同である」と厳しく批判するに拘らす、「これがなかったら明治維新は出来なかったといえるほど重要なものである」と公正の財政手腕を高く評価している。（大内兵衛「由利公正」―財政家列伝―昭和三十年一月号「世界」所収　一〇八頁）

㊾ 啓蒙的経済学者として著名な佐藤信渕の「復古法概言」にみる商業官営論では労働資本とのつながりが閑却されており、また神田孝平の「農商辨」にみる商業立国論にしても肝心の貿易の主体たるべき商品生産について見逼すなど、由利の財政論は当時としては理論的にもはるかに高い水準にあったといえる。

㊿ 「大隈伯昔日譚」（菅野和太郎「幕末維新経済史研究」所収　三〇頁）によっても兵器、船舶の購入資金の獲得を第一の目的としたことは明らかである。また土佐藩でも国産方を設け肥前藩と同じような仕法を試みている。